

【お 知 ら せ】

河川周辺の除草時期の変更について

昨年、斑点米カメムシと呼ばれる昆虫の影響で、県内の水稻に著しい減収や品質低下が発生しました。

本年は斑点米カメムシによる被害を軽減するため、県・市町村が連携し、稲の生育期間を踏まえた除草時期の調整を行っています。

一般的に河川除草は年2回実施しており、地域によっては1回目の除草を例年よりも早い時期に行うため、雑草の草丈が伸びてしまう可能性もありますが、御理解、御容赦の程よろしくお願いいたします。

除草時期の調整を行った区域と除草を避ける目安の時期は、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0908/inekame-mushi-kasen-josoujiki.html>

埼玉県 カメムシ対策 除草時期



カメムシによる被害を受けた米(斑点米)

※ 斑点米カメムシによる被害とは？

水稻の穂が柔らかい期間に斑点米カメムシによる被害を受けた米は、不稔（種子ができず、もみ殻の中身が空になった状態）や斑点米を生じることがあります。

斑点米カメムシは河川敷等の雑草地にも生息していることが確認されており、除草により住処を失った結果、近隣の水田へ移動する可能性があります。

お問合せ先

カメムシ対策について	埼玉県春日部農林振興センター 地域支援担当	048-737-2134
除草時期の調整状況について	松伏町環境経済課 農政担当	048-991-1853
雑草刈払い作業について	埼玉県越谷県土整備事務所河川担当 埼玉県杉戸県土整備事務所河川担当 埼玉県総合治水事務所調査担当	048-964-5221 0480-34-2381 048-737-2001